平成23年

第2回市議会定例会 議案第6号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう に定める。

平成23年6月30日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号) の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成23年4月」を「平成23年8月」に,「100分の80」を「100分の50」に改める。

附則第13項中「平成23年6月1日または同年12月1日」を「平成23年12月1日」に改める。

附則第14項中「平成23年4月1日」を「平成23年8月1日」に 改める。

附則

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

(提案理由)

市長の給料月額および期末手当の額を100分の50の割合で減額するため